

街ブラ動画を装う部落差別

京都市営住宅の被害

・示現舎の模倣犯—京都でも被害

神奈川県のパブリックサービスである示現舎は YouTube で「部落探訪」を投稿していた。これを模倣する人物が出現、京都でも被害にあっている。

「旨塩きゅうり」—隣保館を出発点に部落を撮影する。京都のほか、複数人で各地の部落を撮影する。

「昭和チャンネル」—部落にある京都市営住宅を中心に撮影。

双方とも、「〇〇は部落」と地名を出しているわけではない。

・府内自治体の差別をなくす取り組み

府内の自治体は、法務局への削除要請依頼や、直接の YouTube へのポリシー違反報告をおこなっている。しかし、YouTube は応じない—「差別ではなく街ブラ動画」と装っているため、投稿の差別性を見抜けていない。動画のリストを見ると、部落の地名リストになっている。確信犯的な差別動画で、悪質だ。

・「地名がなくても識別情報」

法務省も関わる研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する研究会」の取りまとめで、閲覧者が普通に見て部落であることがわかる表現は『識別情報の摘示』との考え方が示された。例えば「ある地域に隣保館があることを指摘するもの」など。「市営住宅を撮影した動画」が部落差別になる理由である。2023 年 5 月と 7 月、京都市は「昭和チャンネル」動画 15 件を法務局に削除要請依頼した。①ネガティブな表現、②同和対策事業の建物の撮影、③個人情報の撮影など指摘、全体を見て差別と認定した。しかし、まだ削除されていない。

・法改正の動き

2024 年 5 月、プロバイダ責任制限法が改正され「情報流通プラットフォーム対処法」となった。①相談窓口の明示、②国内の文化・社会を理解した人材配置、③透明性ある削除方針の策定と迅速な対応などを定めた。

課題は、プロバイダに「何が差別か」を正確な判断ができるのか、ということ。差別をなくすための仕組み作りを詰める必要性があり、注目されるのは「侵害情報調査専門員」である。京都府連はプロ責法改正でのパブリックコメントを提出し、地域の部落を把握している自治体からの削除要請依頼や違反報告を尊重すべき、と記述した。

一方で大きな懸念もある。示現舎がプラットフォーム事業を始めたことだ。総務省が関わる「プラットフォームサービスに関する研究会」の委員は、今回の法改正で差別を容認するサイトが淘汰されると期待したが、逆に示現舎のサイトのように差別者が集まるサイトができてしまう可能性が出てきた。示現舎代表は IT 技術者で、情報発信スキルで太刀打ちできない。そもそも、差別を禁止する法律（包括的差別禁止法など）が必要だ。

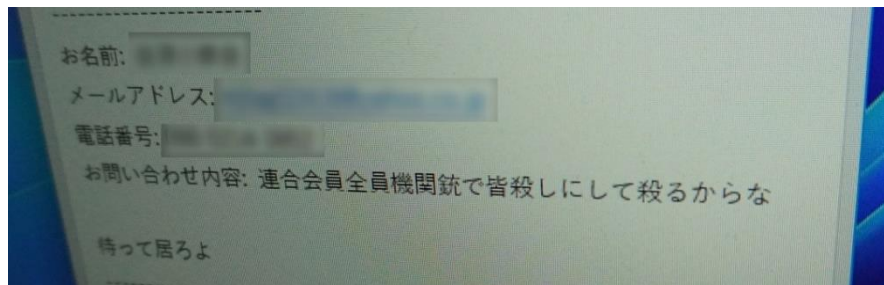
情報流通プラットフォーム対処法のポイント	
対応の迅速化	① 被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表（第 22 条）
	② 侵害情報調査専門員（第 24 条）
	③ 申出者に対する通知（第 25 条）
運用の透明化	④ 送信防止措置の実施に関する基準等の公表（第 26 条）
	⑤ 発信者に対する通知等の措置（第 27 条）
	⑥ 措置の実施状況等の公表（第 28 条）

部落への差別・脅迫メッセージ事件

部落解放同盟京都府連への差別・脅迫メッセージ

・HP の問い合わせに差別・脅迫メッセージが

部落解放同盟京都府連 HP に「機関銃で皆殺しにして殺るからな」と 4 度にわたって差別・脅迫メッセージが届いた。京都府連の事務所がある京都府部落解放センターは多くの市民が訪れる施設であるため、警戒を余儀なくされた。警察に相談し、被害届を提出した。



・犯人の男性が逮捕

2023 年 9 月、犯人の男性が威力業務妨害罪で逮捕された。金融機関などにも同様のメールを送っていたことがわかった。解放同盟兵庫県連でも 5 年前、同一人物からの差別・脅迫メールの被害があったとわかる。兵庫県連から、この男性と対峙した当時の話を聞く。反省文を書くなどしていたが、その後、音信不通になっていた。

・公判の記録「ストレスで脅迫」

同じ年の 12 月、神戸地裁豊岡支部で男性に懲役 1 年 8 か月の実刑判決が出る。これ以前に兵庫県連以外にも同様の事件を起こしていたことがわかった。公判の記録から男性は「同和が嫌い」と警察に話していた。男性の母の証言では、普段から部落への嫌悪感を語っていた。ストレス発散のため、脅迫メッセージを送ったとも述べている。法廷で「部落解放同盟や同和地区出身者への悪い感情は、正直今も消えていません」と答えている。

・間違った情報を鵜呑みにしての犯行

公判の記録から、ネットの間違った情報から部落への差別意識を抱いていた。⇒「現代的な差別意識」

公判前、男性の弁護士と話をした。ネット依存のような生活実態がわかった。⇒「社会的孤立」

阪大教授の研究から、「現代的な差別意識」と「社会的孤立」との間には深い相関関係がある。

ウトロ放火事件、民団徳島への脅迫、トランス女性弁護士への脅迫など、差別に起因した事件は多数ある。

男性は、加害への歯止めがかからなかった。懲役刑に至るまで、自らをも苦しめてしまった。弱い立場の人が、より弱い立場の人を攻撃する。優越感を得て留飲を下げ、自分の立場を守る。加害者の被害者性もある。

差別意識に関する分析結果		
	従来の差別意識	現代的な差別意識
ネットの利用時間が長いと差別意識が強まる	—	◎
	無関係	差別意識は強まる
ネットの利用時間が長いと孤立感が高まる	—	○
	無関係	孤立感が高まる
知識獲得で差別意識を抑えることができる	◎	×
	差別意識が抑えられる	差別意識を克服できない
大阪大学の辻大介教授による調査結果をもとに編集		

差別されない権利がある

「復刻版」出版事件裁判

・示現舎の企て-「復刻版」の出版、「部落探訪」、「Jinken.tv」

2016 年 2 月、示現舎が「全国部落調査」復刻版の出版を企て、通販サイト大手のアマゾンで予約を受け付ける。「全国部落調査」とは戦前の調査資料で、部落の人口、産業などをリストにしたもの。

また、示現舎代表は自社のホームページで「部落探訪」と称するブログで部落を撮影した写真を掲載し、差別投稿を繰り返した。また、YouTube で動画も投稿した。現在、「人権探訪」「曲輪クエスト」と名前を変えながら 350 か所以上の記事が公開されている。2022 年 11 月、YouTube 上の「部落探訪」動画が削除された。しかし、すぐに別サイト「Jinken.tv」を開設し動画を有料公開している。京都府内の部落も 7 か所、被害をうけている

・差別を許さない動き

2016 年 2 月、「復刻版」販売の企てを阻止するため、解放同盟が出版差し止めの仮処分を申し立てる。横浜地裁相模原支部はこれを認める決定を出した。

また、法務省は「識別情報の摘示」は目的にかかわらず、依頼があれば削除するよう各地の地方法務局に依命通知を送った。「識別情報の摘示」とは、部落の地名を出すこと。かつて法務省は「復刻版」と類似する差別図書「部落地名総鑑」を回収・焼却処分していた経過がある。

示現舎以外にも部落差別動画がある。2021 年 5 月、兵庫県の A 市のある自治会会長が YouTube 動画の差し止めを求めた仮処分を申し立て、神戸地裁柏原支部が削除の決定を出す。動画の削除が認められた初めてのケース。2022 年 11 月に示現舎の「部落探訪」が削除されたが、神戸地裁の仮処分決定が影響したと考えられている。

・「差別されない権利」

横浜地裁の仮処分決定の後、本訴の裁判が始まる。2023 年 6 月 28 日の東京高裁判決で「差別されない人格的利益」が認められた。憲法 13 条、14 条が根拠となっている。

東京高裁は、部落差別解消推進法にもとづく調査から、部落差別が今もなお存在していると認めた。示現舎代表は「行政機関も資料で部落の地名を出している」などと反論していたが、東京高裁は行政の資料は差別をなくすためのもので、示現舎による部落の地名公表は差別の助長につながるものと、両者の違いを整理した。また、示現舎は研究の自由を主張したが、東京高裁は示現舎による研究の利益と、地名の公表による差別拡散の被害を比較して、差別の被害を防ぐため公表を差し止めるべきだと判断した。しかし「すべての公開差し止め」とはならず、最高裁での審理となっている。



・大阪、埼玉、新潟の「部落探訪」訴訟

「部落探訪」の削除を求める動き—大阪、埼玉、新潟

大阪「『復刻版』裁判で証言し、示現舎と対峙した。2 度も動画で地区をさらされ、報復された。

悪質で暴力的だ。許すことができない」

埼玉「動画では地区を撮影しながらデマも垂たれ流している。地域住民で話しあったが、

結婚差別を受けた経験から『原告にはなれない』と悔しい思いをする人もいた」

新潟「家族に示現舎代表が押しかけた。小売店で接客をとまなう業務をしていたが、

示現舎代表の再訪を恐れ、転職を余儀なくされた。」

2024 年 5 月 1 日、大阪地裁は仮処分決定で記事の公開差し止めを認めた。

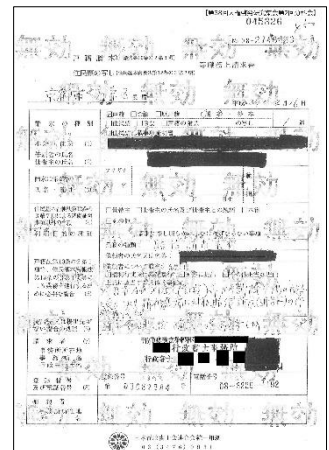
不正な「戸籍」取得

戸籍不正取得事件

・京都の結婚差別事件

2003 年 7 月、結婚差別事件の相談があった。相談してきたのは、司法書士による戸籍不正取得での身元調査から部落出身を暴かれた女性であった。この事件をきっかけに粘り強く働き掛けた結果、2014 年に京都府内の全市町村で本人通知制度が導入された。現在、笠置町、和束町、南山城村、伊根町で全通知型の制度を導入している。

身元調査は結婚、就職など人生の節目でおこなわれ、深刻な被害を生む。これまで 2005 年にも行政書士による大量の戸籍不正取得事件、2011 年のプライム事件 2013 年の「群馬ルート」などがあり、現在も事件が後を絶たない。誰もが知らない間に疑われて調べられ、差別されている現実があり、社会全体の問題と考える必要性がある。



・ネットの部落情報から身元調査に発展した事件

2018 年 6 月、南丹市役所を訪れ、娘の交際相手が部落出身かどうかを問い合わせる事件が発生した。東京から訪れた 60 代と思われる夫婦が「娘が付き合っている人が南丹の人で、ネットで調べると南丹市に地区が 3 つあると書かれていたので、市役所に行ってみたら教えてくれるのではと思って来た」というもの。ネットでの部落差別情報から、娘の交際相手の身元調査のために市役所を訪ねたケースである。

身元調査は、行政書士や司法書士などが「職務上請求用紙」を使っておこなわれる場合もある。戸籍や住民票から部落にルーツがあるかを調べたり、ストーカー行為に悪用されることもある。

・栃木県の行政書士が不正取得

2021 年、戸籍謄本等を不正取得した行政書士が兵庫県警に逮捕された。逮捕されたのは、栃木県宇都宮市の行政書士。探偵業者からの依頼で、加古川市の 50 代男性らの戸籍謄本など計 8 通を不正入手したなどとして、戸籍法違反などの容疑で 8 月 4 日に逮捕された。さらに、余罪追及の結果、姫路市在住の 40 代男性など 5 人の戸籍謄本と住民票計 13 通を「遺言書作成のため」などと称して不正請求した容疑で 8 月 24 日に再逮捕された。

2016 年ごろから浮気調査や身辺調査などを行っている探偵業者に対し、1 通 2 万～4 万円の手数料で不正取得した戸籍謄本などを提供していたとのことで、約 5 年間で約 3500 通を請求、計約 7 千万円の報酬を得た疑いがある。この行政書士は、全国約 50 の探偵業者から同様の依頼を受けていた。

京都府内でも 59 件の被害があった。告知を受けた被害者は「心当たりがない」と答えている。

・石川県の行政書士が不正取得

2023 年 10 月、戸籍謄本等を不正取得した行政書士らが愛知県警に逮捕された。逮捕されたのは、石川県金沢市の行政書士と依頼者である名古屋市の探偵事務所の代表。2 人は共謀して 2021 年 7 月～2022 年 2 月、職務上請求用紙に「婚前契約書」作成業務のためと偽装し、名古屋市の女性の戸籍謄本や住民票の写しなど計 10 通を不正入手した疑いで、戸籍法違反などの容疑で 10 月 10 日に逮捕された。さらに、余罪追及の結果、この行政書士は 2021 年以降に計 96 件の不正請求をおこない、探偵事務所から 120 万円の報酬があった。

被害のあった女性は事前登録型本人通知制度に登録していたことから、名古屋市から謄本の取得された旨の通知を受けて告発。知人男性が探偵事務所に調査の依頼をしていたことがわかり、不正が判明した。

・東京都行政書士会による行政書士の処分

2024 年 2 月、東京都行政書士会所属の行政書士が職務上請求用紙の不正使用で処分された。この行政書士は職務上請求用紙 54 枚を紛失していたが、届け出が義務であるにもかかわらず適切な処理をしていなかった。また、所持している職務上請求用紙のなかに不正使用があったことから、東京都行政書士会から廃業勧告処分を受けている。現段階では、戸籍等の不正取得事件は発生しているかどうか、わかっていない。しかし、この行政書士は「社団法人探偵協会」の理事を就任し、探偵業にも深くかかわりがあることから、戸籍等の不正取得に関与していたおそれもある。

・京都府内の自治体での取り組みと課題

京都府が府内の市町村にむけ「住民票の写し等の不正取得に係る被取得者に対する告知について（検討試案）」で、①不正取得かどうかの判断、②被害者への告知、③不正取得への抗議と情報の返還請求の考え方を示した。府内全市町村がこの考え方に則って要綱を整えている。

・想像してみしてほしい

誰かがあなたの戸籍を不正に取得し、ネットで本籍や現住所を検索している姿を。調べる者は、あなたのルーツを判断材料に、「この人は大丈夫」だとか「この人はダメ」だとか、排除するかどうかを決めている。

不当な区別は差別であり、決して許すことができる行為ではない。

身元調査や戸籍不正取得の抑止力となるのが、お住まいの区役所等で届けられることができる「事前登録型本人通知制度」だ。登録すれば、戸籍や住民票を第三者が取得した時、交付した事実を通知される。ぜひ登録を！

あなたの住民票の写し等が取得されたことをお知らせします！ （事前登録型本人通知制度）

- ▶ 住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や本人以外の第三者に交付した場合^(※)に、事前に登録した方に対して、交付した事実を郵送でお知らせする制度です。
- ▶ 戸籍謄本や住民票の写し等の交付の事実を知らせることで、不正取得を防止し、個人の権利の侵害を抑止することなどを目的としています。
- ▶ 詳しくは、2次元コードからホームページをご覧ください。各区分・支所市民窓口課、出張所にお問い合わせください。



(※) 住民票の写しや戸籍謄本などは、法律上の要件を満たしている場合は、本人以外の第三者でも取得することができます。
例えば、債務を返済しないまま引越した相手を探す場合や、相続手続のために他の相続人を特定する場合などに、要件に該当する場合があります。

登録

制度を利用するには、事前の登録が必要です。

- 1 登録できる方**
京都市に住民票又は戸籍がある方
(除票や除かれた戸籍を含みます)
- 2 登録受付場所**
 - ・住民票の写し → 住所地の区役所・支所の市民窓口課又は出張所
 - ・戸籍謄本等、戸籍の附票の写し → 本籍地を管轄する区役所・支所の市民窓口課又は出張所
- 3 必要書類**
 - ・申請者の本人確認書類
 - ・代理権限を明らかにする書類（代理人が申請する場合）

通知

第三者又は代理人に証明書を交付した場合に交付した事実をお知らせします。



③通知



① 請求

② 証明書を交付

第三者

！ 注 意 ！

- ✓ 証明書の交付請求があった場合に、登録された方に交付の可否を確認したり、交付できないようにする制度ではありません。
- ✓ 発行があってから30日経過後に、登録者本人宛てに文書(普通郵便)によりお知らせします。

【部落差別のリアル～被差別当事者の声を聴く】

人権啓発展示作成チームのメンバーに、部落差別をテーマに座談会を開催しました。家族のこと、ネットでの差別のこと、教育のことなど、たくさんの意見が出ました。

○地域で生まれて育った。これまで自分が差別されているという実感はないが、もしかすると気づかないまま差別されてたのかも…

○子どもができて思いをあらたにした。結婚差別などがあつたら、ちゃんと向き合って守ってあげたい。

○結婚差別で自殺した子どもの話などを聞くと、もしもの時に自分がどうフォローしたらいいか不安を感じている。

○「解放運動」をやることで京都市内にも、全国にもたくさんの仲間がいることを知った。
一人でかかえこまないことが大事！

○ネット上の部落探訪などの差別動画を見て、知り合いがうつっていたり、名前が晒されているのを見ると、怒りがわいてくる。

○かつて運動に参加したばかりで、自分も若かったころは、集会などによく子どもを連れて行った。子どもの方から質問してきたりして、自然に部落問題を伝えるようになった。

○弟に結婚差別があった。「なんでここに生まれたの？」と悩む弟を見て、本当に命を断つのではないかと思った。彼女の母親に会いに行ったが追い返された。根強いところには根深く差別はあると実感した。

○仕事の関係で出会いがあり、支部で活動している。自分は部落ではないが仲間を守るため、また、自分自身が差別する側に立たないためにも、知ることが大切だと思っている。

○人権集会の基調報告を自分がすることになり、娘が来ることになった。集会の前日に部落差別について話をした。これからも少しずつ話をしていきたい。

○差別は普段はおこらないけど、利害が生じたときにおこる。今の子どもたちにも横のつながりができたらいいと思う。孤立しないように、相談できる関係が大事。

○自分が子どもの頃、父は教育を受けられず、字も読めず、時には荒れたこともあり差別されていた。友達の親にも「その子どもと遊んじゃダメ」などと言われていた。一方で自分の子どもが大人になり「差別されない自分になる」と言ってくれた。運動のおかげであり、教育のおかげと思っている。